

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

佐倉市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載の通りとする。

1. 佐倉地区

(1) 現況 佐倉地区は、京成電鉄軌道の北側の旧内郷村地域に多く田畑が広がっている。印旛沼を北にのぞみ、水と緑の豊かな地域である。今後ともこのような地の利を活かすためには、近年の消費者のニーズの多様化や、環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標 (1)を踏まえ、本地域では、法第3条3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 志津地区

(1) 現況 志津地区は佐倉市の西部に位置している。宅地開発による人口増加が進み、佐倉市内では最も居住人口の多い地区となっているが、市街地区域を一步外れると田園風景が広がり自然豊かな環境が残る地区となっている。今後ともこのような地の利を活かすためには、近年の消費者のニーズの多様化や、環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標 (1)を踏まえ、本地域では、法第3条3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 臼井地区

(1) 現況 臼井地区は、北に印旛沼、東に鹿島川、西に手繰川というように三方を川に囲まれている。京成臼井駅の移転を機に、商業地域として発展しつつあるが、水と緑に恵まれた環境を生かして、農業との共存が図られている。

(2) 目標 (1)を踏まえ、本地域では、法第3条3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 千代田地区

- (1) 現況 千代田地区は、佐倉市誕生後に四街道市から編入した地区からなっている。大半は農業地区であったが、宅地開発に伴い、都市化の進む地域と従来からの農業地域に二分されている。農業地域では、地域ぐるみの農業とコミュニティ活動が盛んである。
- (2) 目標 (1)を踏まえ、本地域では、法第3条3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 根郷地区

- (1) 現況 根郷地区は旧来より、高崎川と鹿島川の流域を中心として稲作を主体とした農業が営まれる農村地帯であった。現在は、山野と田畑の残る農村地域や、J R佐倉駅近辺の商業地区、佐倉インターチェンジ付近の工業地域といった多面的な地域構成となっている。
- (2) 目標 (1)を踏まえ、本地域では、法第3条3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 弥富地区

- (1) 現況 弥富地区は、佐倉市のほぼ中央を流れる鹿島川の上流とその二本の支流に沿って田畑が作られ、その周囲に形成された集落群である。地域の中心産業である農業は、時代の変化とともに、耕作面積、農業戸数、農業者人口とも減少を続けている。また、地区全域が市街化調整区域であり、人口増加は望めない現状にある。このような状況の中で、地域環境の保全などを意識した農業が求められている。
- (2) 目標 (1)を踏まえ、本地域では、法第3条3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 和田地区

- (1) 現況 和田地区は、佐倉市の最東端に位置し、農業が盛んな地域である。大型機械の導入などの取り組みも盛んに行われているが、年々農業従事者は減少しつつある。このような状況の中で、地域全体での農地の保全や、環境に配慮した農業を進めていくことが求められている。
- (2) 目標 (1)を踏まえ、本地域では、法第3条3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、多面的

機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	佐倉地区	法第3条3項第1号に掲げる事業及び法第3条3項第3号に掲げる事業
②	志津地区	法第3条3項第1号に掲げる事業及び法第3条3項第3号に掲げる事業
③	臼井地区	法第3条3項第1号に掲げる事業及び法第3条3項第3号に掲げる事業
④	千代田地区	法第3条3項第1号に掲げる事業及び法第3条3項第3号に掲げる事業
⑤	根郷地区	法第3条3項第1号に掲げる事業及び法第3条3項第3号に掲げる事業
⑥	弥富地区	法第3条3項第1号に掲げる事業及び法第3条3項第3号に掲げる事業
⑦	和田地区	法第3条3項第1号に掲げる事業及び法第3条3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用することとする。